担額の3分の2を償還払

2月からを予定している。 の方に郵送する。送付は 期限の変更があり、

額の全額、

通院は自己負

ついて、入院は自己負担 の子ども医療費の支給に ら18歳の年度末までの者

いとしていたものを全額

現物給付します。

子ども医療費の制度見

AQ

周知の方法は。

ホームページに掲載

4月号

Q

今回の見直しで市の負

ては、

津島市、

弥富市、

あま市、

北名古屋市、

用があるのは清須市。

治町。近隣で、

市外の

利 大 費や郵送料を計上します。

Q

近隣自治体の状況は。

(コミュニティ施設)

市外利用不可につい

161万4千円

委託料、チラシ等の印刷 新等を行うシステム改修 医療証の有資格年齢の更 直しに係る準備経費で、

で周知する。 また広報2月号、

使用料について見直した。

担する医療費額は。

Α

約600万円を想定

している。

制度を見直します子ども医療費の

期限とその根拠は。

子育て世代の経済的負

の増進を図ることを目的 担を軽減し、子供の福祉 として、子ども医療費の

払い日から5年間有効

基準は領収書で確認する。 償還については、 支

Q 従来の償還払いの請求

のか。また、いつ頃の送付 Q 医療費受給者証は、拡 大した対象者だけ作り直す

の予定か。

制度の見直しを行います。

15歳の年度末の翌日か

A

末まで延びたので、

全て 有効 支給割合等を改めるため

有効期限が18歳年度

の方に対する上乗せ料金 用者及び営利目的利用者 (倍率) の変更に伴う条 施設を利用する市外利

例の改正です。

Q(改正の経緯、必要性は。 (コミュニティ施設)

係る使用料倍率について、 いて据え置く方針とした - 方、, 使用料の見直しにお 市外の方の利用に

則などから市外利用者の 調査・検討した。 市税で、受益者負担の原 公共施設の経費は主に

一部を改正します管理に関する条例の施設の設置及び

市外利田者及び堂利日的利田者に対する上乗せ料金(倍率)の変更し

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 									
	施設名	コミュニティ施設		公民館		文化会館		体育館・スポーツ施設	
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
市内の方	通常利用	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍
	入場料等徴収	2倍	2倍	1.5倍	1.5倍	1.5倍	1.5倍	3倍	3倍
	営利目的	2倍	2倍			2倍	2倍	8倍	8倍
	入場料等徴収かつ営利目的	_	1			2.5倍	4倍	11倍	11倍
	【体育館関係】トレーニングルーム・弓道場(親水公園総合体育館)個人利用(立田体育館・佐織体育館)							1倍	1倍
市外の方	通常利用	1.5倍	2倍	1.5倍	2倍	1.5倍	2倍	2倍	2倍
	入場料等徴収	3倍	4倍	2倍	3倍	2倍	3倍	6倍	6倍
	営利目的	3倍	4倍			2.5倍	4倍	16倍	16倍
	入場料等徴収かつ営利目的	_				3倍	8倍	22倍	22倍
	【体育館関係】トレーニングルーム・弓道場(親水公園総合体育館)個人利用(立田体育館・佐織体育館)							1倍	2倍